平成３０年（フ）第１８６号
埼玉県東松山市大字高坂1167番地１　ゆうひ屋ビル306
債務者　関　　直志
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７１号
千葉県大網白里市北今泉3696―81－８－２、住民票上の住所千葉県夷隅郡御宿町須賀486番地３
債務者　釜井トシ子
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１７１号
静岡県沼津市原978番地の３　第３駅マンション303、前住所静岡県沼津市志下96番地の１ドムスＴ205
債務者　青柳　優希
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
愛知県犬山市字藪畔68番地１　ミリオンベル102
債務者　村瀬　浩文
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１１６号
愛知県一宮市小信中島字郷東10番地１
債務者　福本　敏夫
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８６号
高知市五台山85番地
債務者　早崎　啓子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９８号
高知市洞ヶ島町１番23号　沖本コーポ12　和田方、住民票上の住所高知県長岡郡大豊町穴内2251番地
債務者　髙橋　　毅
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０５号
高知市はりまや町３丁目13番５号
債務者　日和佐満代
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２８号
北海道夕張郡栗山町朝日４丁目23番地13　グランメール101
債務者　西館　竜二
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第６９号
群馬県邑楽郡千代田町大字舞木761番地の５
債務者　小林　安行
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１６号
新潟県糸魚川市横町５丁目５番50号
債務者　秋元　敬子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第５５７号
京都府八幡市八幡垣内山41番地　西川マンション２Ｃ
債務者　今村　　剛
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７３号
京都府宇治市槇島町一ノ坪１番地の２　ラヴェンダーホームズ201号
債務者　勝尾　　学
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５８１号
京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地　同和園内女子寮、前住所京都市山科区勧修寺下ノ茶屋町27番地　レオパレス明和101
債務者　和田　純子
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６０１号
京都市山科区四ノ宮小金塚５番地の83
債務者　裏本　信一
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６０４号
京都市西京区桂池尻町115番地３
債務者　逢坂　雪絵（旧姓江村）
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
岡山県津山市上横野4208番地６
債務者　髙山美江子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岡山地方裁判所津山支部